

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 P F I 事業方式による四日市市立小中学校施設整備事業
アドバイザー業務委託
- 2 委託期間 契約の日から 平成 1 6 年 6 月 3 0 日まで
- 3 委託料 ¥
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、委託料に
5 / 1 0 5 を乗じて得た額である。
([] の部分は、受託者が課税業者である場合に使用する)〕
- 4 委託料の支払方法 部分払 1 回以内及び完了払
- 5 契約保証金 免 除

上記の委託契約について、委託者と受託者は次の条項により、委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委託者 四日市市諏訪町 1 番 5 号
四日市市
四日市市長 井 上 哲 夫

受託者 所在地
商 号
代表者氏名

(総則)

第 1 条 委託者 (以下「甲」という。) 及び受託者 (以下「乙」という。) は、この契約書及び仕様書に従い契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務 (以下「業務」という。) を契約書記載の委託期間 (以下「委託期間」という。) 内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(契約の目的)

第 2 条 市立小中学校の校舎等施設の整備を P F I 事業方式で行うにあたって、実施方針公表後における特定事業の選定から民間事業者との事業契約の締結に至るまでの業務を、確実かつ適正に実施するうえで必要な支援業務を委託する。

(権利義務の譲渡)

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委託の禁止)

第 4 条 乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(履行報告)

第 5 条 乙は、仕様書の定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(検収及び引渡し)

第 6 条 乙は、仕様書に記載の成果品を甲に提出し、甲は速やかに検収するものとする。

2 前項の検収の結果、不合格となった場合は、甲が指定する期間内に乙は甲の指示に従って修正し、再検収を受けなければならない。

(成果の帰属)

第 7 条 この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、それが生じたときから甲に帰属する。

(業務内容の変更)

第 8 条 甲は、必要があると認めたときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止

することができる。

- 2 乙は、本契約の履行上または完了に及ぼす重要な事情により業務の内容に変更が生じたときは、直ちに甲に報告し協議するものとする。
- 3 前2項において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害のために生じた経費の負担）

第9条 この契約の履行に当り発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲、乙協議して定める。

（履行遅延の届出及び賠償金）

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を履行することができない場合で、委託期間後に完了する見込みがあるときは、速やかにその旨を甲に届けて委託期間延長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は乙から委託期間延長前の期限（以下「当初期限」という。）から遅延する日数（以下「遅延日数」という。）1日につき委託料の1,000分の1に相当する金額を、遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、部分引渡し等がある場合には、遅延日数1日につき委託料の総額から当初期限内に引渡し等を受けた部分に係る委託料を控除した額の1,000分の1に相当する金額を、遅延賠償金として徴収するものとする。

（委託料の支払）

第11条 乙は、仕様書に定めるところにより、委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙は、業務の遂行にあたって知り得た業務の内容を漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（中立性の厳守）

第13条 乙は、業務の遂行にあたっては中立性を厳守し、公正な判断を堅持しなければならない。

(特定の違法行為に対する措置)

第 14 条 乙は、本契約の入札 (見積り) に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき損害賠償金として委託料の 10 分の 1 に相当する額を、甲に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。) 第 48 条第 4 項、第 53 条の 3 または第 54 条の規定による審決が確定したとき。ただし、同法第 77 条の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときは、この限りではない。

(2) 前号ただし書きに規定する審決の取消しの訴えが提起され、当該訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独禁法第 48 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が第 48 条の 2 第 6 項の規定により確定した審決とみなされたとき。ただし、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) に定める当該課徴金納付命令の取消しの訴えが提起されたときは、この限りではない。

(4) 前号ただし書きに規定する課徴金納付命令の取消しの訴えが提起され、当該訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人) が、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 または第 198 条による刑を受けることが確定したとき。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約を委託期間内に履行せず、又は履行する見込みがないとき。

(2) この契約に違反したとき。

(3) 第 6 条に基づく検収に不合格となり、甲の再度の検収においても不合格となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 16 条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特定の違法行為に対する解除権)

第17条 甲は、乙が契約に関し、第14条各号のいずれかに該当すると認められたときは、契約を解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定は適用しない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1)第6条の規定により、仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2)甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定める。

委託業務仕様書

1 件名

PF1 事業方式による四日市市立小中学校施設整備事業アドバイザー業務

2 委託業務の内容

委託業務の範囲：

(I) 公表書類の作成支援

- 特定事業の選定
- 契約書（案）及び民間企業等の質問に対する回答
- 公募書類等及び民間企業等の質問に対する回答

（ここで言う「公募書類等」とは、「募集要項」、「事業者選定基準」、「基本協定書」及び「様式集」などの文案書類を指す。）

(II) 業務支援

- 民間事業者選定審査委員会の運営
- 応募企業の提案書審査
- 選定事業者との基本協定書及び PF1 事業権契約書締結

提出書類

- 「作業工程表」及び「業務体制及び業務従事者名簿」(委託契約締結後速やかに提出)
- 「業務完了報告書」(委託者と民間事業者との PF1 事業権契約書締結後、委託者所定の書式にて提出)

成果品

- 「特定事業の選定」(案)
(特定事業の選定に係る事業評価作業報告書を含む)
- 「契約書(案)」及び民間企業等の質問に対する回答(案)
- 「募集要項」、「事業者選定基準」、「基本協定書」、「様式集」等の公募書類の文案及び民間企業等の質問に対する回答(案)
- 作成に関連した資料 1 式
- ホームページに搭載可能な電子データ 1 式が記録された CD - ROM

成果品の納期

受託者が提出する「作業工程表」により、双方協議して決定する。

3 支払方法

部分払 1 回（ 5 割以内）及び完了払

4 その他

関係法令等

本委託業務の受託者は、委託契約書及び本委託業務仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記なき事項については、委託者の監督員と協議の上、その指示を受けるものとする。

資料等の貸与等

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受託者自らが行うが、既調査資料または文献等、委託者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受託者が資料等の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て委託者へ返却するものとする。

打合せ及び議事録

受託者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。また、打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

業務管理

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する技術者を配置し、委託者の承諾を得て外部専門家を雇用することができる。主任技師は、業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。

疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は委託者と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。